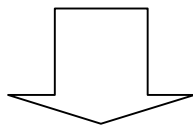


要件設定型一般競争入札(事後審査型)における配置予定技術者について

1 宇佐市が発注する要件設定型一般競争入札では、競争入札参加資格確認申請時に配置予定技術者を記載した「要件設定型一般競争入札参加資格確認申請書」の提出を求めています。配置予定技術者欄に記載する現場代理人及び**主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者等」という。）**については、原則、入札案件ごとに、それぞれ配置予定技術者を設置してください。ただし、**専任の技術者等**を配置する必要のない入札案件に限り、他の現場の常駐が義務づけられていない主任技術者を重複して主任技術者として申請することを認めます。

また、**現在、他工事に配置している現場代理人又は専任の技術者等**を配置予定技術者として申請する場合は、発注工事の契約書類提出期限の日（落札決定通知日から7日目という。以下同じ。）において確実に**配置可能な技術者に限り**認めます。



※ 入札公告の対象工事の**契約書類提出期限の日**までに当該現場代理人及び技術者等が専任で配置されている工事が完成（検査に合格）し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合は配置可能とする。

注1 なお、当該入札公告の対象工事の配置予定技術者として**複数の候補者が**ある場合は、「要件設定型一般競争入札参加資格確認申請書」をそれぞれの配置予定技術者ごとに現場代理人及び技術者等を記載して複数枚作成し、競争入札参加資格確認申請時に添付して提出することも可とします。

2 開札日が同日等により複数の入札案件に参加を希望する場合については、**1人の現場代理人又は専任の技術者等が他の工事の配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請をすることはできません。**ただし、**他に配置できる現場代理人及び技術者等がまったくいない場合で、かつ、次の事務手続きができる場合に限り、**他の入札案件にも同一の配置予定技術者で参加申請することを認めます。

【重複した場合の事務手続き】

- ◆ 重複した現場代理人又は専任の技術者等が他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）したことにより当該入札公告の対象工事の配置予定の技術者として配置をすることができなくなった場合に、開札日時までに競争入札参加資格確認申請書の取下げ書（別紙様式）を入札執行課（契約検査課等）までに直接持参して提出すること。

※ 競争入札参加資格確認申請書の取下げ書（別紙様式）は市のホームページ【入札・契約】→【要件設定型一般競争入札（説明及び入札関係書類）】→【要件設定型一般競争入札（電子入札方式：事後審査型）様式等】からダウンロードしてください。

- 3 2の事務手続きをしないで、落札候補者となり事後審査の結果、現場代理人及び専任の技術者等が他の工事と重複していた場合においては、その者を落札者とせず、指名停止措置要領に基づく指名停止を行います。

要件設定型一般競争入札における配置予定技術者の変更について

競争入札参加資格確認申請書の配置予定技術者欄に記載した者の契約書類提出時の変更は、原則として認めません。ただし変更前後における技術者の技術力が同等（入札参加条件等に適合している等）以上に確保されており、次のアからオに該当する場合に限り特例として変更を認めます。

- ※ よって、配置予定技術者が契約書類提出時に変更が生じる可能性が少しでも考えられる場合は前項の注1により競争入札参加資格確認申請時に「要件設定型一般競争入札参加資格確認申請書」を複数枚提出して対応してください。

ア 死亡

イ 病気等

ウ 退職

エ 転勤

オ その他特別な理由がある場合

- ※ 上記のアからオに該当する場合については契約書類提出時に変更の理由書（任意様式）を契約担当課に提出すること。

建設工事における技術者等の適正な配置について

建設工事の適正な施工を確保するため、宇佐市の発注する建設工事の工事現場に配置する現場代理人及び技術者等の取扱いについて下記のとおり取り扱いますのでご留意願います。

1 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等

請負者は、建設業法に従い現場代理人及び技術者等を適正に配置すること。特に**経營業務の管理責任者**及び**営業所の専任技術者**は現場代理人、専任の技術者等との兼任はできませんので重複しないよう注意してください。

※ **経營業務の管理責任者**及び**営業所の専任技術者**を変更した場合は至急、変更届により市へも許可行政庁への届出の写しを提出してください。

2 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び技術者等については、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

したがって在籍出向者、派遣社員については恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

■ 確認の方法

次に掲げる恒常的な雇用の確認ができる**いずれかの書類の写し**を提出してください。

1. 監理技術者証（表裏）
2. 健康保険被保険者証
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は雇用保険被保険者証
5. 上記の書類が提出できない場合は**公的機関の発行した書類**で**継続雇用の確認ができるもの**に限ります。

※ 上記の書類については、**氏名、生年月日、雇用会社名、雇用年月日**が判る項目以外についてはマジックインク等で消してください。

◆ **専任の技術者等（主任技術者及び監理技術者）**については、次の入札区分に規定する日**以前3ヶ月以上**の雇用関係があること必要です。

1. 要件設定型一般競争入札の場合・・・入札参加申請日
2. 指名競争入札の場合・・・入札執行日（開札日）
3. 随意契約の場合・・・見積合わせ執行日

■ **上記雇用の確認ができる書類の提出時期**

契約書類提出時に、「現場代理人・主任技術者等選任通知書」と同時に提出してください。